

有限会社 松田板金工作所 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 …… 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヵ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等についてのパンフレットを作成し、全従業員に周知を図る。

<対策>

- 令和8年10月から 全従業員に対して、育児休業等について聴取し検討を開始する。
- 令和8年11月から やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける。
- 令和8年12月から 育児休業制度に関するパンフレットを作成し全従業員に配布し、説明する。あわせて、事業所内の見やすい場所へ掲示することで周知徹底する。

目標2：当社で働く従業員の『働きがい』を高めるために、年次有給休暇取得を促進する。

<対策>

- 令和8年10月から 全従業員に対して、年次有給休暇について聴取し検討を開始する。
- 令和9年4月から 業務の共有化・平準化を進め、誰もが有給休暇を取得しやすい職場環境を整える。
- 令和9年5月から 従業員ひとりひとりに対して、有給休暇取得を積極的に呼びかけ、取得を促す。

目標3：小学校就学前の子を持つ従業員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校3年生の子を持つ従業員にまで拡大する。

<対策>

- 令和8年10月から 全従業員に対して、育児休業等について聴取し検討を開始する。
- 令和9年4月から 就業規則の改定。
- 令和9年5月から 育児休業制度に関するパンフレットを作成し全従業員に配布し、説明する。あわせて、事業所内の見やすい場所へ掲示することで周知徹底する